

見積り合せ要領

件 名：速乾性手指消毒剤の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成26年1月28日に公示公告した速乾性手指消毒剤（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について守秘義務を負い、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

☐ 件 名 速乾性手指消毒剤の購入

☐ 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

☐ 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成26年2月12日（水）正午（必着）

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、次の事項を正確かつ鮮明に見積書に記載し、社名・代表者の印章を押印の上、見積書を上記2□アイのとおり提出してください。

☐ 件名

☐ 見積金額（消費税及び地方消費税を除いた金額を記載する。）

4 見積書は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。

☐ 3の記載要件に不備があるとき。

☐ 見積書提出期限（2□ア）を徒過したとき。

☐ 見積書記載金額が訂正されているとき。

☐ 同一の者が2通以上見積書を提出したとき。

5 受注者は、見積書記載金額が、裁判所が定めた予定価格の105分の100以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

6 注意事項

☐ 一度受理された見積書は、差替え又は訂正することができません。

☐ 見積書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

7 同額の見積りがあった場合

☐ 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

☐ 上記□において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があ

るときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

8 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

☐ 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：湊谷）

電 話 03-3264-8111 内線3459

FAX 03-3234-0923

E-mail Minatoya.Kouichi358@courts.jp(cc:Suzuki.Makoto442@courts.jp)

（FAX 及び E-mail による場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

☐ 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

☐ 照会締切

平成26年2月3日（月）午後5時

仕 様 書

1 品目及び数量

速乾性手指消毒剤 180,000ml (1L容器×180本)

2 規格

☐ 成分

ア 主成分

エタノール

イ 主成分濃度

80%程度

ウ 添加物

保湿成分 (グリセリン, アラントイン)

その他 (ミリスチン酸イソプロピル, リン酸を含む。)

エ 液性

酸性

☐ 条件

ア 指定医薬部外品であること。

イ 噴射ポンプ付きであること。

ウ 減容容器で、環境に配慮していること。

エ 液状タイプであること。

☐ 参考規格品

SARAYA ウィル・ステラVH

3 納入期限

平成26年3月14日 (金)

4 納入場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

5 その他

☐ 納品の際は、ダンボール箱に入れて納入すること。また、ダンボール箱の側面に品目及び入り数を表示すること。

☐ 納入日時については、納入期限内で双方協議の上、指定する。

☐ その他詳細については、裁判所の係官の指示に従うこと。